

掲示期間 4. 4-4. 14

新潟市告示第 2 9 0 号

新潟市澤将監の館観覧料の収納事務委託について（告示）

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき，新潟市澤将監の館観覧料の収納事務を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 4 日

新潟市長 中原 八一

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市西蒲区打越甲 4 3 4 番地	新潟市中央上所 1 丁目 1 1 番 4 号 公益財団法人シルバー人材センター 理事長 若林 孝